

## 厚岸町議会 令和２年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和２年９月１１日  
午前１１時０７分開会

- 委員長（室崎委員） ただいまから令和２年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

はじめに議案第８０号 令和２年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

１ページ、第１条は歳入歳出予算の補正です。

２ページから４ページは、第１表歳入歳出予算補正です。

７ページ、８ページは、事項別明細書です。

９ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目によって進めます。

１５款使用料及び手数料、１項使用料、４目農林水産業使用料。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ５目商工使用料。

（な し）

- 委員長（室崎委員） １６款国庫支出金、１項国庫負担金、１目民生費国庫負担金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ２目民生費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ３目衛生費国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） ４目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 6 目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 8 目教育費国庫補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 17款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 項道補助金、2 目民生費道補助金。  
2 番。

- 石澤委員 この新型コロナウイルス感染症包括支援金とあるのですが、この内容をちょっと教えてください。

- 委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、地域包括支援センターの対象になるのですが、こちらにおける備蓄用のマスクですとか消毒液ですとか、それと従事者に対する慰労金もございます。それに対する補助金となっております。

- 委員長（室崎委員） 2 番。

- 石澤委員 慰労金も入るということですが、地域包括支援センターの担当の部署ということなのですね。ほかの施設はほかのほうで予算、慰労金というのは出ているのですか。この中ではなく、別に見ているということですか。

- 委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） 保健福祉課の担当という部分でお答えさせていただきますけれども、保健福祉課地域支援係というところもございまして。そこを兼務している包括支援センター、町の職員という対象となっております。

●委員長（室崎委員） 2 番。

●石澤委員 そうすると、介護施設とか、そうした人たちの慰労金は別なのですね。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

各事業所、民間の事業所につきましては、それぞれの事業所で申請をしているというふうになっております。

●委員長（室崎委員） 2 番。

●石澤委員 そうしたら、心和園とか、それからデイサービス、そっちのほう、委託している部分は、そちらはそちらで慰労金を申請しているということなのですね。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ進みます。

4 目農林水産業費道補助金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 項委託金、4 目農林水産業費委託金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 目土木費委託金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 18 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入。

（な し）

●委員長（室崎委員） 19款 1 項寄付金、1 目一般寄付金。  
6 番、佐藤委員。

●佐藤委員 この寄附金の大半は、ふるさと納税ですか。ふるさと納税。

●委員長（室崎委員） 総務課長。

●総務課長（石塚課長） 今回計上させていただいている寄附金については、ふるさと納税ではございません。

●佐藤委員 では、補正前の額も含めて言うと。

●総務課長（石塚課長） 補正前の額も含めての場合ですか。それは大半はふるさと納税でございます。

●委員長（室崎委員） 6 番。

●佐藤委員 それでですね、今年はいいいとしても、今年のこのコロナの影響で、来年の徴税を含めた収入、歳入がどういうふうになるかという、恐らく増える状況にはないのではと思います。

それで、この寄附金の大半であるふるさと納税の環境を、今まで一生懸命やってきているわけですが、この管内の町村でも数十億という寄附金が入っている町村もございます。厚岸町は3億円ぐらいなのですが、これから来年にかけてこのコロナの影響を考えると、この寄附金の大部分であるふるさと納税なんかも今以上に力を入れて、収入が、収入というか、増えるように、何とか今も一生懸命やっているのしょうけれども、そのことによって町の財政に寄与するということも当然ですし、それを納入する、当然業者も、事業者もそれによって潤うということになるわけですから、その辺の考え方、これからこのふるさと納税の対する取扱いをどのような形で進めていくのか、その辺をひとつお聞かせいただければありがたいなと思いますけれども。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

ふるさと納税の関係であります。現在、今9月現在であります、ふるさと納税の額、去年並みに今の動向で収入が入ってきているという現状であります。そういった中

では、今回、4月に新たなサイトを増やして進めてきているものの、やはり寄附額が伸びていないのかなというのは現状であります。そういった中では、この自主財源の確保という部分では、このふるさと納税、本当に貴重な財源であります。そういった中では、昨年厚岸町も3億6,000万円というふるさと納税の寄附をいただいております。やはり、厚岸町、カキが主体でありますけれども、いろいろな特産品あります。そういった中では、PR、また想定していたのがふるさと納税をしていただいている方に感謝祭のツアーも、特に関東圏から、本当はこちらに来て厚岸町のこういうところを見ていただくというような努力もしようということを今回予算にも、本来は当初予算からも盛りかせていただいておりますが、やはりこのコロナの影響でということでもあります。

また、昨年度もいろいろと関東圏に行きまして、そういうようなPRも含めてさせてきていただいておりますが、この新型コロナウイルスの感染症の関係でそういうようなイベントも中止になっております。そういった中では、それらの部分を、今度新聞だとか雑誌だとか、そういうようなPRにも含めて、少しでも厚岸町にふるさと納税をしていただくような努力を今している最中でもあります。

そういった中では、この当初予算案の3億を計上させていただいております。これらの精査は12月までどういった動向になるかちょっと分かりませんが、引き続き、今も現在、厚岸町の事業所、今18ありますが、そちらの事業所と何とか厚岸町のふるさと納税を伸ばしていこうというのは、話をさせていただいております。そういった中では、そういうような事業者のアイデアもいただきながら、一つでもふるさと納税を納めていただけるように頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

他に1目ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ進みます。

3目民生費寄付金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4目衛生費寄付金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 21款1項1目繰越金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 22款諸収入、6項3目雑入。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 23款 1 項町債、 5 目土木債。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 9 目臨時財政対策債。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、15ページです。歳出に入ります。

2 款総務費、 1 項総務管理費、 1 目一般管理費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 4 目情報化推進費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 10目企画費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 12目車両管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 13目町政施行120周年記念事業費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 14目諸費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 項 1 目戸籍住民登録費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 目心身障害者福祉費。  
2 番、石澤委員。

- 石澤委員 ここで、障害児のふれあいフェスティバルとか、それからそういう色々なイベント、この人たちのイベントなんかが今、中止になっています。その中で、イベントの中で物品販売をしている収入を当てにしている事業者が結構、4 事業者、作業所というのかな、それでイベントで販売することで、ある程度色々なものを収入を当てにしているのですが、それが減っていると皆さん言っているのです。それに対しての町としての支援というのは、どう考えているのでしょうか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

このイベント、障害者（児）ふれあいフェスティバルにつきましては、新型コロナウイルスの感染防止という観点から、関係団体の方々とお話しさせていただいて中止という運びにさせていただいているのですけれども、販売が減るということにつきましても、事業をしないことによってそれらは懸念はありましたが、そのようなお話はちょっと伺っておりませんでしたので、考えてはいない現状でした。

- 委員長（室崎委員） 2 番。

- 石澤委員 これだけでなく、こう福祉とか、障害の人たちが販売できる場所が何回か厚岸町でもありました。その中で、物品販売することで、1 事業所20万円くらいの収入があったらしいのですが、それが今回のことでなくなってしまったと。それで、できればマスクとかそういうもの、それぞれの事業所で作っているのを、それを買ってあげてくれるとか、そういうようなやり方をできないだろうかという申入れがあったのですが、それはどういう、そのような取扱いはできますでしょうか。どうなのでしょう。

- 委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

まず、行政といたしましては、それらを販売するという行為にはちょっとできないのかなと例規上思いますけれども、今準備されている物の販売ということにつきまして

は、ご相談に応じて対応、相談に乗っていきたいと思うのですけれども、行政がそれを販売していくという方向にはちょっとならないのかなと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（室崎委員） 2 番。

●石澤委員 これ、「国・道による障害者施設などからの物品などの調達の推進などに関する法律の概要」というのが、平成24年6月20日にこういうの、通知されていると思うのですよ。それで、そういうのも含めて4施設あるのかな、厚岸には。そういう人たちといろいろな、どういうふうに困っているのかとか、今の状態、コロナ禍においてと、そういうような相談をするということは、どういう支援が必要なのかも含めて相談するということはできると思うのですが、それはどうですか。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

ご質問者おっしゃる内容につきましては、相談には応じさせていただきたいとは思いますが、今、別なもので町としては職員、役場庁舎ですとか保健福祉総合センターでも違う物品を、職員の福利厚生を含めて対応させていただいているところがありますので、それに類似するような形でではご相談には対応できるかなとは思っております。

●委員長（室崎委員） いいですか。

1 目、ほかにありませんか。2 目ですね。ごめんなさい。失礼しました。2 目、他にありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは進みます。

4 目老人福祉費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 目社会福祉施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10 目諸費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目児童福祉施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 目諸費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 進みます。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目健康推進費。

5 番、南谷委員。

●南谷委員 4 款 1 項 2 目健康推進費です。ここでお尋ねをさせていただきます。

12 ページですけれども、感染症対策、ここで12万円ですか。120の感染症対策、その他で110万円、一般財源がマイナス110万円となっております。ここでいいですね。大丈夫ですね。これでお尋ねをさせていただくのですけれども、12ページのほうに、歳入のほうで健康衛生費寄附金110万円を受けております。この財源が、受けた財源がここで支出されるということよろしいのですか。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 補正予算書28ページでいきますと、120事業番号、感染症対策計上ということで、その他110万円、これが寄附金からの充当となっております。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 それでお尋ねをさせていただくのですけれども、一般財源がマイナス110万円になっていますよね。ということは、振替財源、寄附金があったので充当するよと、こういうことだと思うのですよ。何に使われるのだらうと。支出がちょっと見えないのです。寄附受けたのだけれども、その使途というのですか、寄附を受けたのですけれども、コロナ対策ではないかなということなのですけれども、支障がなければ、この使途の内容について説明をしていただきたい。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

現状の健康推進費にございます110万円相当の一般財源を、委員おっしゃるとおり寄附金がございましたので充当させていただいております。現状の予算でも充当させていただいておりますので、今後につきましても感染症の必要が応じた場合、またさらなる補正ということをお願いすることもあるかとは思いますが、今、現予算の中で振替させていただいているという状況でございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 よく分からないのさ。寄付は受けたのだけれども、何に使うのですかということを知っているのです。だから、どういうものに、使うとすれば、もともとともって予算があって減額しているわけだから、寄附充当したよ、寄附者の意向とかもあったとは思っているのですね。だから、その使い道というものは、こういうものに使われる予定ですよ。予定なら予定でいいのですよ。その辺が見えないので、確定してないのかしているのかも分からないし、それをはっきりしてください。

●委員長（室崎委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

現状は、このような財源措置をさせていただいておりますが、今後につきましては感染症対策ということで、マスクの購入ですとか、消毒液の購入ですとか、ということを用意しております。

●委員長（室崎委員） いいですか。

今、2目ですね。他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

4目水道費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7目諸費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2項環境政策費、1目環境対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目水鳥観察館運営費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 目廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目ごみ処理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目し尿処理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 款農林水産業費、1 項農業費、2 目農業振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 目農地費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 目農業施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 目農業水道費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 10 目諸費。ありませんか。

6 番、佐藤委員。

●佐藤委員 ここで、農業者経済対策経営支援給付金、一律10万円掛ける123件ですね。これは、税法上の取扱いとはもらったほうですね。受け取ったほうはどういうことになるのですか。その前にもいろいろ、例えば商工の関係であれば、例えば事業者には60万円の給付もしていますよね。それらの取扱いはどうなるのですか。事業者であれば雑収入

で受けるとか、そういうこともあるのでしょうか、どういう取扱いになるのでしょうか。

●委員長（室崎委員） 税務課長。

●税務課長（四戸岸課長） それぞれの給付金に対する税制上の取扱いですが、所得税法等におきましては、国から出されております臨時給付金10万円ですね、1人10万円の。こちらは非課税になるということで特別措置法のほうで規定されております。町だとか、それ以外の独自の給付金につきましては、事業者、個人も含めて一時所得になるということになっております。

（「何所得」という声あり）

一時所得です。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

10目、他にありますか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

2項林業費、1目林業総務費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2目林業振興費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目諸費。ありませんか。

2番、石澤委員。

●石澤委員 ここできのこ菌床センターですが、キノコ生産者に対しての給付金10万円ということなのですけれども、一般質問で南谷さんが質問していたのですけれども、そのほかに支援というのを検討すると言っていました、それはどのような形で。菌床を安くする形だったと思うのですが、それは町として、町からきちんと安くしますよということでないかと思うのですが、前みたいに地域の人の署名が必要だというような取扱いはならないと思うので。その辺はどうですか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） この一律のほかに支援をするということについては、まず

今現在想定しているのは、菌床料金の値下げという形でございます。要望の内容につきましては、地域の皆さんとお話ししている中で、私たち聞き取りをしておりますので、いずれにしても何らかの形で、要望書のような形で今後上がってくる方向で今調整しておりますが、どうしても、今は団体とかという、以前でいう団体とかというくくりではなく、それぞれの生産者個々がそろってお名前を連ねてくるような形で生産者の方たちとお話をしているところでございます。

●委員長（室崎委員） 2 番。

●石澤委員 カキ種苗とかのほうでも値下げしますよね。カキの種苗なども値下げしますが、そのときも署名が必要なのですか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） カキの、漁業のほうに対する今回の支援でございますけれども、今回はちょっと分かりづらい部分あったかと思いますが、漁業協同組合がカキ養殖事業に対する取組を行うというものに対して、今回は単価を下げたわけではなく、それ相当見合い分を漁業協同組合に対して、補助金としてご支援するという形ですので、漁業者個々の要請ではなく、漁業協同組合の取組に対して行うものであるということでございます。

●委員長（室崎委員） 2 番。

●石澤委員 これは、菌床センターというのは、町の施設ですよ。だとすれば、キノコ生産者を育てていくというか、生産を助けるための施設ですよ。菌床センターという。だとすれば、菌床センター自体で、生産者の今の大変な状態を支援するということであれば、要望とかではなくて、センター自体の菌床を下げるということではできないのですか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今、委員おっしゃっていらっしゃる内容と私たちが地域と話している内容と、ちょっと一部乖離している部分がありますので、私どもが個々に聞いている中では、玉代は下げていただきたいという意向がはっきりと出ております。ご質問の内容でいけば、育成する部分で、町がそういう視点で値段を変更するというようなことは当然あってしかるべきだと思いますが、今回につきましては、コロナの関係も含めて市場価格が低下しておりますので、今回は地域と一緒に話を進めてきた中での動きでありまして、今後、今回とは別にこの先、生産者の育成という視点で、そういうことがある場合については町が独自で考えてもやぶさかではないと。でも、今回はそういうケースではないということでございます。

●委員長（室崎委員） いいですか。2番。

●石澤委員 いろいろな話が聞かれます。それぞれの方たちのいろいろな話もあります。それもありますので、いろいろなこと、ぶつかり合いとか、いざこざが起きないような中で、そしてやはりキノコを生産していきたいという人たちの思いに応えるような対応にしてもらいたいと思うのですが、それはできますか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） この機会に、私からお願いをさせていただきたいと思います。これはもう、長年のお願いでございます。特に上尾幌のキノコの課題ですが、ご承知のとおり、炭鉱が閉山をされて、地域振興策としてキノコの政策が進められておるわけでございます。残念なことに、今日では9戸の生産しかいない。また、話に承りますところ、1戸がどうなるのかなという話も聞いております。そういう中に、今、このコロナだけの問題ではありません。やはりキノコの振興策としては、行政の立場からもいろいろと支援、協力をしたいなと思っております。やはりそのためには、協同組合的なものをつくっていただいて、生産者全員の要望としていろいろとその思いをお話いただければ、私といたしましてはやりやすいと。ぜひそういう体制をつくっていただきたいということを、もう長年のお願いでございます。しかしながら、2番議員もご承知のとおりと思いますけれども、それぞれの生産者同士の問題等がありまして、一向に進んでありません。誠に残念に思っております。

どうか、今大変なキノコ生産の状況であります。市場も下がる、さらにはコロナ禍においてもホテルに卸していた物、店に卸していた物も売れない。そういう中で、行政としては、それぞれの生産者が個々に潤うように行政として支援したい、そういう長年の願いがあるわけでありましたが、今、要望がなければ云々の問題もありましたけれども、この商工会の要望、さらにはまた今回の種苗の問題等、カキの。これは全て漁業協同組合からの要望なのです。しかし、100パーセント要望どおりにお応えできるかといいますと、財政的なこともありなかなか大変ですけれども、何とか要望に講じていきたいという中で今回実施をいたしているわけでございまして、どうかキノコ生産者におきましても、そういう体制を早くつくっていただければと、私の願いでありますので、この機会にお願いをさせていただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

2項林業費、6目諸費ですが、ほかにありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

3項水産業費、1目水産業総務費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目漁港管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 目養殖事業費。  
1 番、竹田委員。

- 竹田委員 養殖事業費とカキ養殖籠実証実験についての説明がありました。商品価値の向上を図るため、実をふっくらさせて実験をしていきたいという。商品価値を上げてカキの販売、カキの向上を努めるというような説明があったわけですが、この研究をする、試験をするに当たって、日本国内、海外含めて、この養殖方法というのは確立されているのを真似するのか、それとも厚岸町独自で研究していくのか、どういったことについてやっていくのか。それらについては秘密でやるのか、常に公表してもいい養殖方法なのか、それらを含めて662万円の内容等の使い道の使途の部分について教えていただきたいと。

- 委員長（室崎委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） このカキ養殖籠実証試験でございます。

今、ご質問の中のおっしゃったことが基本的な事業でございますけれども、まずバスケットという形で、プラスチックの籠の形でございます。これ、世界的にも日本国内でも徐々にやっているところはございますが、これは真似をするとかではなく、厚岸の気候、水温、あとは様々な自然要件ですとか、漁業者のそれぞれの育て方も含めまして、この籠を使って実証試験をすることで、どのような厚岸独自のスタイル、方式ができるのか、それを確立するための試験をするための事業でございます。

- 委員長（室崎委員） 1 番。

- 竹田委員 初めて聞く人に、バスケットの形、プラスチックと言ったって、分かる、初めて聞いた人が。どういう大きさで、どんな形して、その中に何個入れて、どんな、どうなるのか、それを教えてくれないと分からないですね。

- 委員長（室崎委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） 申し訳ございません。

このバスケットというのは、プラスチック製の円筒状の40センチから50センチぐらいだったと思いますけれども、その中にサイズ小さいものを、ちょっと数はごめんなさ

い、細かい数字までは、種苗の大きさにもよると思いますので。それを成長の度合いに合わせて入れ替えながらという作業になると思いますが、シングルシード、籠に入れているのとは違って、このバスケットの中に入れることによって、円筒状のものですから、ころころ中でカキ殻が、カキの種苗が転がると。これによって、ふっくらとした、それと同様の形をしたものができるというようなことであります。ですから、今までの籠養殖、籠に入れていたときよりも、さらに揺られることによって、より高品質で安定した形のもの、いわゆる粒ぞろいのものでできるというようなことを想定して、これを実際の漁業者の方が使いながら、どういうところに置いてどういうことを、例えば入替えのタイミングだとかそういうものも工夫しながら、今のところ計画では3年間ぐらいかけて行いたいということですから、その中で独自の、厚岸独自の生産方式、これを確立していくというものでございます。

●委員長（室崎委員） 1 番。

●竹田委員 その籠1個当たりどれくらいして、どのくらいの数を用意して、3年間合計で幾らになるのだという、そういう予算措置ですというところまでの詳しい話はしてもらえないのですか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） このバスケットにつきましては、今現在、カキえもん生産者の想定で23名の方、バスケットは1個当たり約3,000円ということで考えておりました、今、一度に用意するのが2,100個ということでございます。これについては、その後、引き続き来年度以降も、これは1年目の様子を見て、現在の計画書の中では3年から、その先も必要であればこれを活用しながらやっていくということでございます。

●委員長（室崎委員） 1 番。

●竹田委員 この養殖方法というのは、この近辺では、例えばサロマ湖とか、そういったところでやっている養殖の、黒い筒形上のプラスチックのちょっと固めの籠に入れてというのと同じなのかどうか。

それと、この養殖に対しては、網籠に入れるのもメリット、デメリットもあって、厚岸についてはそのメリット性というのはどうなのか分からないのですけれども、デメリット性については、網籠の目が細過ぎて、泥が詰まってへい死するというのがあるのですけれども、このプラスチックのバスケット型の筒状みたくなっているやつに対してのメリット性、デメリット性というのは分かっている今回やろうとしているのか。その辺も把握していますか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（川越課長） まず、今、サロマの話あったかと思います。ちょっと申し訳ございません。個別的にサロマのその黒いバスケットのことについては、正直、私、承知しておりませんが、国内での調達はちょっと難しいようでして、これ海外製品でいけば、私が見ている限り、どれも同様の形なのかなと認識をしているところでございます。

メリット、デメリットにつきましても、これ「カキえもん」を生産している漁業者の皆さんとカキセンターのほうで、こういうバスケットがいいだろうということで、今までも生産漁業者の方もいろいろ勉強しに研修に行ったりしておりますので、やはり何よりも籠の目合いの目詰まりについては、同じようなデメリットはあろうかと思えますけれども、それにましてやはり形のよい、ふっくらとしたカキができるという部分は何よりもメリットであろうと思えますし、またバスケットにつきましても、ふたの部分がkachattokou開くような形で、ひもとかでやるようなのと違いますので、そういう部分では、扱いやすさというのはやはり漁業作業する中でのメリットではないかなと考えています。

- 委員長（室崎委員） よろしいですか。  
5目、他にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。  
6目水産施設費。ありませんか。

（「はい」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 7目諸費。  
1番。

- 竹田委員 この004の移動販売者整備事業（投資）についてお伺いします。

この移動販売車整備事業ということなのですが、これは主に移動販売先というのは町内が主なのですか。町外が主なのですか。それとも、町内、町外、北海道全般なのか、その辺が全く分からないのですよ。それで、ある商店街のほうからの話も出ていますが、エーウロコができた時点で道内の、道外含めて、この生産者の物流がよくなって、販売高も上がっていったということで、非常に町全体の消費拡大と販売効果については、またふるさと納税等にも鑑みて、非常に厚岸町全体については評価が高いと。が、反面、商店街の小さな店が、それによって売上げが実際落ちてきたということも聞いております。

それは、私としては自主努力という部分で余り気にはしていなかったのですが、今回のこの移動販売が、町内を全般としてというか、全域に対してという形で、早い話商売ですから、そういった部分の行為をすることによっての町内経済、マイナスになる人と

プラスになる人出てくるのですけれども、そういったこれをやることによってのメリット、デメリットというのを、きちんと考えての判断だったのかどうなのかというところが非常に問題になっているのですけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） まず、移動販売の範囲でございますけれども、漁業協同組合のほうの計画を見ますと、釧路管内をはじめとする道内という形で言われております。今回、導入を予定するもののほかに、既に漁業協同組合では移動販売車を保有しておりますので、新聞報道でもご覧になっている方もいらっしゃるかもしれませんが、町内においての電話注文という形では、既にその移動販売車を使っていらっしゃるということでございますので、今回のものにつきましては、どちらかというところそれ以外に漁業者が水揚げしてもなかなか売れないと。カキに至っては出荷個数の制限をしているという形で、申し訳ないです、商店という町内のお店という視点よりは、漁業者の皆さん、今480戸ぐらいおりますけれども、この方たちの、まず産業としての生産活動を重点に置いた考え方で漁業協同組合のほうが要望してきたものということでありまして、今委員おっしゃられているようなお話を伺いますと、確かにそういう部分ではデメリットというか、町全体を見たときにはデメリットなのかなと思いつつも、やはり多くの漁業者の方たちがものによっては数百万単位のマイナス、昨年比ですね、これが継続していくと、事業継続が大変に困難になるということで、こちらのメリットのほうが大きいのかなと考えているところでございます。

●委員長（室崎委員） 1 番。

●竹田委員 そうしたら、今、質問させてもらった1点目の中の町内の商店等のことは考えていないと。今回は漁業者からの要望なので、漁業者の手助けとしてやったことだと。ということは、あとは知らない町民に、そういう説明をすればよろしいですね。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 今回の導入する移動販売車については、町内にではなく、町外を対象としたものということでございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

●委員長（室崎委員） 1 番。

●竹田委員 釧路管内と言いましたよね。厚岸は含まない。ちゃんと最初からそう言ってくれば、こっちも質問の仕方あるのに。町内は行わないということでよろしいですね。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） すみません、先ほど釧路管内と申し上げたのにつきまして、厚岸町は含まないと考えていただいて結構だと思います。それらの影響等のことについても、漁業協同組合のほうとこの後お話をしながら、地元に対する配慮についても検討いただきながらやっていただきたいように進めたいと思います。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。  
5 番、南谷委員。

●南谷委員 同じところで質問します。昨日、私、一般質問させていただきました。そのときに、そこまで私は踏み込んで質問しませんでした。でも、2 台になりますよ。今の答弁聞いていて、絶対に使わないのですか。そんな限定できるのですか。同じところで2 車置いといて。絶対に使いませんよ。僕はそんな議論、どっちでもいいのですよ。町がそういうことでやりますよ、僕は納得できないのですよね。そういうことで融資するのですか。その辺ちょっと、答弁に僕はギインがあるような感じするのですよ。そこまでたがはめれるのですかね。同じ直売店で車扱うときに、これは駄目ですよ、こっちはいいですよって使い分けできますかね。私も改めて確認させていただきます。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 漁業協同組合からの要望の中では、あくまでも今回、1 台のみでは販路拡大がなかなか難しいといった中で、1 台を増やしていただくことによって、さらなる販路の拡大を行いたいと。サービスの中で、町民の方から注文があった場合に、移動販売車を使って、当然生ものであれば使う場合もあるとは思いますが、基本的にはさらなる厚岸町外の販路拡大ということで、漁業協同組合から要望をいただいていると。厚岸町外ですね。釧路管内。厚岸町を除く釧路管内、さらにはそれよりも遠い根室管内であるとか、十勝管内であるとか、こちらのほうまでの販路の拡大をしたいのだということの要望を聞いております。

当然、直売店が厚岸にはあるわけですから、基本的にそういったサービスで行っているもの以外については、移動販売車でサービスをする場合もあるかと思いますけれども、基本的には直売店で買っていただく。それ以外、町民以外の方々に販路の拡大ということでの漁業協同組合からの要望でございます。

●委員長（室崎委員） 南谷委員、この後続けますか。

●南谷委員 はい。

●委員長（室崎委員） それでは、休憩後となりますが、お願いいたします。

昼食のため、委員会を休憩いたします。

再開は1時、そのようにいたします。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。

南谷委員の質問の最中でしたですね。そして、南谷委員の質問からでしたよね。

7目諸費、それではお願いいたします。

5番。

●南谷委員 ただいまの副町長の答弁を聞いておりまして、私の一昨日の一般質問、再質問のときに、移動販売車整備事業の答弁で。私の記憶では、この上程に当たっては、私も他の商工業者との兼ね合いについて質問をさせていただきました。そうしたら、これ私が聞き取った感じですよ。だから、齟齬があるかもしれません。でも、私は私なりに再質問の答弁に対して、私の理解の上では、まず二つあります、納得した理由が。1点目は、直売店もコロナの影響を受けていると。今日、将来、今後の営業展開の中で、遠隔地、高齢化の社会の中で新たな客層に向けて配達業務が生じてくると。これに向けて営業展開をしていきたいと。だから、これには太田のほうも含まれるような、私は認識しているのです。だから、町内なのですよ、私の認識では。だから、町外もあるかもしれません。積極的に事業展開するということだ、新たな。そのために必要なのだと。これが1点。

さらには、事業費として、皆さんが、町民の要望が多いこの交付金の事業なのだけでも、事業費のうちの半分は違うメニューの交付金を予定していると。ですから半分なのだと。こういうことで、私なりに直売店もコロナの影響があって、今後新たな営業展開をしていく上では、高齢者時代に向けて販売強化に努めるために、さらなるもう1台が必要なのだと。こういう理解をさせてもらいました。ですから、町内外含めてというふうに理解をしたのです。ですけれども、ただいまの質疑を、1番さんの質疑を聞いておったら、これはあくまでも町外の利用者で、2台目はということだと、限定されると、ということだったものですから、私が一般質問したときの認識とちょっと違うものですから。

ただ、私は否定はしないのですけれども、少なくとも同じような車を購入して、2台置いて、せっかく使うのであれば、しっかり営業展開に2台とも活用させるべきではないのかなと、私は思うのですよ、勝手に。ただ、先ほど副町長の答弁ですと、これは限定なのだと、ということだということであれば、私はそれはそれで納得しますけれども、いかがですか。

●委員長（室崎委員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 改めて、この移動販売車の整備事業に関わる目的、もう一度申し上げさせていただきたいと思います。

家庭で食事をする機会が増えております。これは、恐らくコロナの影響です。これは、コロナの感染が少しは縮小になってきているとはいえ、全国的にはまだまだ毎日コロナの感染の方が出ている状況。道内においても、全くゼロの日がない日々が続いております。そういった意味で、コロナの感染を防ぐために家から出ないという状況については、まだまだ続くだろうと。

そういった家庭で食事をする機会が増えた消費者をターゲットに、厚岸水産物の販売、PRの強化をさらに進めてまいりたい。販売方法の模索、挑戦という意味で、今回、甚大な影響を受けた店頭販売、ただいま委員おっしゃったとおり、店頭販売の影響を少しでも回復をさせたい。さらには、厚岸町の水産物のさらなるPR、これも町外へPRをさらに拡大をさせたいといった意味で、こうした販売車を1台増やして、その販路を拡大させることによって、生産活動に影響が生じている漁業者の経営、これの安定につなげたいというのが、漁業協同組合からの言われている目的でございます。

ですから、基本的には、限定ということではなくて、私は、基本的に、基本的には町外の方々をターゲットにした販売であろうと。ただし、先ほど私も申し上げましたけれども、町内においても、そういった直売店に来られない方々へ生ものを運ぶとなれば、やはりこの移動車も使うことがあるだろうということで、これについては、特に厚岸町として規制を設けるつもりはないということでございます。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 1 番さんに言っている答弁と違うのではないですか。それでなければ、僕は手、挙げませんよ。片一方では町外しか販売しませんと言っているのですよ。僕は、町内もあるのではないですかと、そういうことで議論しているのですよ。さっきの課長の答弁だと、町外限定ですよと言っているのですよ。だから僕は、それはちょっとあれでないのかと。理由はどうあれ、実際どうなのですか。僕だけの問題ではないのですよ。1 番さんがきちんと行って、答弁は終わっているのですよ。その上で、僕、あえて手を挙げさせてもらっているのですよ。今の副町長の答弁であれば、どちらとも取れますよ。

私の聞きたいのは、私が一般質問しましたときには、町内にも活用すると、こういう理解に立ったと。だけど、僕の認識では、1 番竹田委員が言われたときには町外専用です、こう言っているのですよ。そうしたら、同じ車で、町内で使えないようにするのであれば問題であるだろうと。私はあえてそれで思ったものだから、手を挙げたので、その辺についてはどうなのかきちんと答弁してください。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時09分休憩

- 委員長（室崎委員） 再開します。

副町長。

- 副町長（會田副町長） 大変申し訳ございません。

こういった意味で言わせていただきました。今ある、今の現移動販売車ですね、これについては、電話注文があった場合について、町内の方に運搬、要は届けるといった意味での使用はあり得るということです。新しく購入されたものについては、町外での移動販売ということを中心に使用されるということでございます。

- 委員長（室崎委員） 5 番。

- 南谷委員 結論はどのようなのですか。主に使われるといたら使うということ。使わない。主に使うから両方使うよ。そういうことでは、僕は1番さんであれば納得できないですよ。詭弁でないですか、それは。両方解釈できるわけだから。僕はね、町内では使わないよ、限定車ですよという意味で聞いているのだ。そういうふうに理解したから聞いているのであって、今の副町長だったら、どっちでも使うのだけれども、主にと、主に使う部分と、使うか使わないか、はっきりしてください、その辺は。そんな、主に使いますからと。主に使うといたら、主に使う、それ以外にも使いますよという意味ですよね。そういうことではないのですよ。そんなことで時間費やしたくないですから。

両方使わせるのかどうなのか、きちんとしてください。でないと、使う側だって困るでしょう。組合だって。どのようなのですか。これは、町外車ですよ、これは町内車ですよ、そういう使い方するのですかと聞いているのです、僕は。

- 委員長（室崎委員） 副町長。

- 副町長（會田副町長） これは町内車ですよ、町外車ですよ。私が先ほど説明したのは移動販売、要はそこにもものを積んで、売るものを積んで、その場所で各地で移動販売を町内の中であるというものではなく、電話注文を漁業協同組合が受けた場合に、生ものをそのお宅まで届けるための使用と。運搬という意味です。これは、使用は、いずれの使用もあるでしょうと。ただし、その場所で移動販売、要は販売をするといった意味では、これは町内では行うことはないといった意味で申し上げたつもりでございます。

- 委員長（室崎委員） 5 番。

- 南谷委員 僕は、ここは譲りませんよ。明日の朝までかかったって同じですよ。町内で使うのか使わないのかと聞いているのですよ。使わせる側にね、答弁でそんなこと言ったってだよ、使うほうはそういうこと認識して使いますか。車2台あって。同じような車種で。現実にそれが可能ですか。そんな答弁、ないですよ。やはりきちんと、襟ただ

すところはただしてください。結局、どうなのですか。この車については、町内で使えるのか、使わせないのか。上程趣旨だとかという問題でないのですよ。実際に使うとき、どうなのだと聞いているのですよ。

●委員長（室崎委員） 休憩します。

午後 1 時14分休憩

午後 1 時14分再開

●委員長（室崎委員） 再開します。  
町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

時間取りまして、申し訳なく思っております。町内なのか町内でないのか、これまた町内にあっても使わすのかというようなご意見であります。先ほどから原課において答弁をいたしているとおりの、2台ある中で、今使っている車については、全て町内です。それから、新車の問題です。これは町外ということでご理解をいただければと思いますので、移動車の新車についてはというには、2台目については、町外ということでご理解をいただきたいと存じます。

分かんない。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 まずね、一昨日に戻らせてまいりますよ。お宅らは2回目の答弁に、そういう答弁なかったですよ。そのとき、虚偽になるのではないですか、僕の一般質問したときに。そのときに、町内も含めたような言い方しましたよ。販売するといっているのですから、どこに町内においては、移動販売しませんなんて一言も言っていませんよ。町外だけですよとは言っていないよ。移動販売をいたします、それは当然町内も町外もしますよ。

それと今の町長の答弁ですけれども、そういう限定ができますか。それはあり得ないと思いますよ。せっかく購入して事業するときに。せっかく事業展開するのであれば、しっかり頑張ってくださいって激励するのが予算だと思うのですよ。それが、町外は駄目ですよだとか、いいですよ、そういうことではまずいと思うのですよ。いろいろ購入に至って、いろいろな議論があると思いますよ。ですけれども、少なくとも、直売店で車を購入して、しっかり営業展開するのだと。それであれば、同じような車種ですから、自由に使え、これが支援する側の姿勢ではないですか。違いますか。

●委員長（室崎委員） 町長。

●町長（若狭町長） 先ほどから議論されておりますとおり、南谷委員は、町外か、町内なのかと、はっきりしてくれという質問でありましたから、私は明快に町外とお答えをさせていただいたところでございます。私の答弁で理解できないとするならば、詳しくは原課から、担当課長から答弁をさせますので、お聞きをいただきたいと存じます。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 私のほうからお答えさせていただきます。

一般質問の部分で、私の今、先日の部分を控えておりますが、確かに明快に町内を含まない、そういうような言葉は使っていないかもしれませんが。ただ、そこにつきましては、私のほうの答弁に際する詳細な部分をお伝えできなかった部分については大変申し訳なく思いますが、漁業協同組合とうちが調整していた中では、町内、例えば今回営業自粛により店舗を閉めたとき、そのときであっても町内の電話注文も受けて山のほうに、これは商品の配達という形で伺っておりますが、ちょっと休憩中にも私確認しましたが、そういうときであっても、今ある1台で町内の分というのはその日のうちにさばけるのだということで、今回の組合、漁協のほうの移動販売の計画を改めて確認しましたが、そこを今までの町内を出た外の部分ですね。いわゆる町外の部分にこの車を1台用意することによって、1台でしたら町内、釧路行ったら今度町内回れませんから、そういう意味で広く販路を拡大したいという意味で、私も一般質問お答えしたつもりだったのですが、説明不足だったとするならば、その部分については大変申し訳なく思いますが、そういう意味で、町内の分については今ある1台で用は足りると。なので町内用と。目的として、導入の目的、今回のものについては、それ以上の町外にどうしても1台では賄いきれませんかもう1台必要だということで、今町外ということで答弁しているところでございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 そうしますと、いろいろ説明してきたのだけれども、新しく購入される目的は、主たるところは町外だと。だけれども、実際には使うのですか、どうなのですか。それは使わないのですか。実際のところ。その辺が非常に、納得できないですよ、僕。提案理由は分かりますよ。実際にどうなのだ。町内で使わないのか使うのか、そこについては、私は、組合は町内で使いませんなんて申し出はしていないと思うのですよね。今のままであれば、町内では使ってはいけませんよってこういうたがはめて交付することになると思いませんか。違いますか。お宅らの答弁であれば。

●委員長（室崎委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 制約をつけるということは、あえて想定はしませんが、ただ、実際に計画上、それと漁業協同組合の今後のどのように使っていくかという中では、これについては町外の道内を主にやっていきたいということでございます。ただ、

営業の、例えば今ある町内の車が、例えば故障したとか、そういう場合については、その代替として使うようなことは出てくるのかもしれませんが。ただ、一方では、1番議員さんからの先ほどのご質問にもあったとおり、他への配慮という部分も私からも改めて当初の計画どおり、これは道外に、制約ということではなく、そういう部分にも配慮して活用していただくようにお伝えはしたいなと思っているところでございます。

●委員長（室崎委員） よろしいですか。

7目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

6款1項商工費、1目商工総務費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3目食文化振興費。

5番。

●南谷委員 3目ですね、食文化費。味覚ターミナル道の駅、38万円の修繕料というのですか、これが計上になっています。この内容について説明してください。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 主に、厚岸味覚ターミナルコンキリエの炭焼き炙屋と会議室などの、新型コロナウイルス感染対策のために設置しました網戸費用が主なものでございます。その他、修繕料も含まれているところでございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 はっきり聞こえないのだけれどさ、ごちょごちょごちょって言っていて。再度お願いします。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 改めて答弁をさせていただきます。

今申し上げましたとおり、主に厚岸味覚ターミナルコンキリエの炭焼き炙屋と会議室に、新型コロナウイルス感染症対策のための網戸の設置ほか、施設修繕費の計上をさせていただいているところでございます。

その内訳でございますけれども、主にトータルでは38万円の増額となっておりますけ

れども、炙屋会議室等の網戸の設置、新設等におきまして43万1,200円、それと炙屋の天井の雨漏りの修繕、これが8万2,500円、またガス漏れ感知器及び特殊大型誘導灯の予備電池、取替の必要性がありまして、これら経費、さらには水族館の海水の冷却用の冷凍機の修繕、これに9万7,680円と、ほかの施設整備の修繕、当初見込んでいたものとの再編の中でこの38万円の増額となっているものでございます。

●委員長（室崎委員） 5番。

●南谷委員 よく分からないのは、当初計画載っていたと思うのですよね。その差額が38万円だと思うのですよ。今回計上しているのが、今それぞれ聞いたのだけれども、何が増えて38万円増えたのかということをしちゃんと説明してくださいっていうの、僕が聞きたいのは。例えば網戸で38万円かかったよというのなら分かるのだけれども、もともとのものもありますよね。その辺きちゃんと説明してください。今まであったのだけれども、今回何と何を何ぼかかったんで、これだけ出っ張りますよって、ここまで教えてくださいて聞いているのです。

●委員長（室崎委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 説明不足で申し訳ございません。当初予定しておりました施設の小破損修繕等の見込みで持ちまして、30万円の予算を計上させていただいていたところでございます。それを、他の今申し上げました修繕費に振替させていただきまして、その差額38万円を今回計上させていただいているものでございます。

●委員長（室崎委員） いいですか。

3目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ進みます。

4目観光振興費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5目観光施設費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6目諸費。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ先へ進みます。

7 款土木費、1 項土木管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 目道路新設改良費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 3 項河川費、1 目河川総務費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 項都市計画費、3 目下水道費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 項公園費、1 目公園管理費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 6 項住宅費、2 目住宅管理費。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 8 款 1 項消防費、2 目災害対策費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 4 目諸費。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、先に進みます。  
9 款教育費、1 項教育総務費、3 目教育振興費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4 目教員住宅費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 7 目諸費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 項小学校費、4 目諸費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 3 項中学校費、2 目学校管理費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 4 目諸費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5 項社会教育費、4 目文化財保護費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5 目博物館運営費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 7 目諸費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 6 項保健体育費、2 目社会体育費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 3 目温水プール運営費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 12款 1 項 1 目給与費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 2 条、地方債の補正です。

地方債については、5 ページの第 2 表地方債補正と 6 ページの地方債に関する調書補正となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、総体的に質疑ございませんか。

2 番、石澤委員。

- 石澤委員 コロナ対策として地方創生交付金を使っての事業がいろいろ町でもやられています。そのことで、町民にとっては助かっている方がたくさんいると思うのですが、民間の病院や福祉の現場でも経営が大変になっているのですが、それに対しての支援というのはどう考えているのですか。

それと、4 月 27 日以降に生まれた新生児に対しての、ほかの町村では独自の給付金を出しているのですが、厚岸町の場合、どうしていくつもりですか。

- 委員長（室崎委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

まず、民間病院等に対する支援ということではありますが、民間病院のほうの支援というのは、それぞれの病院において感染症対策で先ほども出ていました包括的な支援の交付金、これはそれぞれで、民間病院で国ほうに申請いたしまして、それに伴います慰労金だとか、あと感染症対策の消耗品だ備品だというのは、それぞれの民間病院のほうで申請となりますので、町からの支援ということはいくまでも考えておりません。

それと、もう一つが新生児であります。新生児のほうは、もともと町といたしましては、生まれますと 10 万円を支給しておりますので、その部分ではコロナ対策だけで、そちらのほうの、新生児のほうを出すということは想定はしていないというところでございます。

●委員長（室崎委員） 2 番。

●石澤委員 そういう調査もした上で、民間に対しての調査もして、大変さというのを分かった上で、交付金も申請しているというのは調査した上でのことなのですね。

それと、子供たちは、もう既に今まで10万円ずつ、これはずっとやっているの、今回のコロナでは厚岸の場合は必要ないと、そういうふうになるのですか。地方創生のお金として対処するということにはならないという、3月30日かな、一応今年度で生まれる子供たちに対して、ほかのところよりも自分たちの方がすごく手厚いので、大丈夫だよというふうに。そういうことなのではないでしょうか。どうなのですか。

●委員長（室崎委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） 答えいたします。

病院への支援というのは、国のほうからこういった支援策ということで、まずそれぞれの個人病院、先ほども出ていました介護施設と、こちらのほうはそれぞれの事業所において国に申請して、そういう対策のものを交付いただくというようになっております。

子供のための部分でございますが、やはりこの交付金、限られた財源であります。そういった中では、まずは最優先的な、今、支援策を必要とする部分に充当させていただいております。そういった中では、子供のための支援、これはもう既に厚岸町としてはもう当初予算からやっております、生まれましたら10万円、また給食費の無償化とか、そういった部分では、コロナとは関係なしに既にもう事業を進めているということになりますので、あくまでのコロナのこの交付金に関しましては、この新型コロナウイルスで支援策を必要とする部分を率先して充当したということでございます。

●委員長（室崎委員） 総体的に他にございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

●委員長（室崎委員） 委員会を休憩いたします。

午後 1 時36分休憩

午後 1 時37分再開

●委員長（室崎委員） 委員会を再開いたします。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第81号 令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。なお、議案第81号からは、款項で審査いたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

4 款道支出金、1 項道補助金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 款1 項繰越金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

●委員長（室崎委員） 6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 7 款、1 項基金積立金。

（な し）

●委員長（室崎委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第82号 令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。ありませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第83号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

（な し）

●委員長（室崎委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に8 ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。ございませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） 2 項下水道事業費。

（な し）

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第84号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

4 款国庫支出金、2 項国庫補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5 款1 項支払基金交付金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 項道補助金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2 項基金繰入金。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に 8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 5 款 1 項介護給付費準備基金。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第85号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1 条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1 表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

4 款 1 項繰越金。ありませんか。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に 8 ページ、歳出に入ります。

2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（室崎委員） 次に、議案第86号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

3 款道支出金、1 項道補助金。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳入を終わります。

次に 8 ページ、歳出に移ります。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費。ありませんか。

(な し)

●委員長（室崎委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 次に、議案第87号 令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

最初に1ページ、第2条、収益的収入及び支出の補正です。

4ページをお開きください。収益的収入から進めてまいります。

1款水道事業収益、1項営業収益。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2項営業外収益。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、収益的支出に入ります。

1款水道事業費用、1項営業費用。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 2項営業外費用。

（な し）

- 委員長（室崎委員） 以上で、収益支出を終わります。

1ページにお戻りください。第3条、他会計からの補助金の補正です。

2ページは、補正予算実施計画です。

3ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

5ページから8ページまでは予定貸借対照表と注記です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 総体的にございせんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ以上で、質疑を終わります。  
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 議案第88号 令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

最初に1ページ、第2条、収益的収入及び支出の補正です。

2ページをお開きください。収益的収入から進めてまいります。

1款病院事業収益、3項特別利益。ございせんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） 以上で、収益的収入を終わります。  
次に、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、4項特別損失。ございせんか。

5番。

- 南谷委員 1款4項1目その他特別損失666万5,000円、ここですよ。1人5万円ということなのですけども、逆算してもちょっと数字が合わないですよ。それで、この内訳について教えてください。

- 委員長（室崎委員） 病院事務長。

- 病院事務長（星川事務長） お答えさせていただきます。

内訳ですけども、今回は130名分の慰労金ということになりますけれども、そのうち1名については、1人当たりの慰労金単価が20万円の方が1人いらっしゃいます。その方が1人。あと129名が5万円という内訳となっております。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 それでも合わなくないですか。足りない。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） すみません。慰労金の額はその内訳なのですが、それプラス振込手数料のほうの分がございまして、それが130名分ということで、トータルして666万4,300円といういことで、予算上は666万5,000円という内訳です。手数料が1万4,300円になります。

●南谷委員 手数料。

●病院事務長（星川事務長） はい。慰労金が全部で665万円。それと手数料が1万4,300円。円単位でいくと、そこまでの内訳となります。

●委員長（室崎委員） 5 番。

●南谷委員 手数料というのは、病院に入ることですか。それとも振込手数料ということなのでしょうか。その辺、ちょっと分からない。

それと、それだけでないのです。一般会計から取るのは全然関係ないのですよね、今回、これ。直接、国から来ていると思うのですが、一般会計との関係はどうなっておりますか。

●委員長（室崎委員） 病院事務長。

●病院事務長（星川事務長） 振込手数料の件でございますけれども、これは病院会計のほうから金融機関のほうに振込を依頼しますので、その手数料を支払う部分の手数料となっております。

それと、この慰労金の一般会計との関係ですが、この慰労金につきましては、全て北海道のほうから、医療機関が申請をして直接いただくということになるので、一般会計は通さずに、病院会計で受けて病院会計で支出するという流れになってございます。

●委員長（室崎委員） 4 項、他にございますか。ありませんか。

（な し）

●委員長（室崎委員） それでは、以上で収益的支出を終わります。  
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（室崎委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（室崎委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（室崎委員） 以上で、令和２年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました補正予算９件の審査は、全て終了いたしました。

よって、令和２年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後１時５５分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和 2 年 9 月 1 1 日

令和 2 年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長